

**第二期長野市子ども・子育て支援事業計画**  
**【令和2年度～令和6年度】**  
**骨 子 案**

**令和元年7月**

# 目 次

第1部 総 論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画の概要.....	2
2 計画策定の背景.....	4
3 長野市の子ども・子育て環境の状況と課題.....	7
4 第一期長野市子ども・子育て支援事業計画の振り返り.....	12
第2章 計画の基本的な考え方.....	14
1 基本理念.....	14
2 計画推進のための基本的な視点.....	14
3 成果指標.....	15
4 施策体系.....	16
5 教育・保育提供区域の設定 ※記載場所は要検討.....	18
第2部 施策の展開.....	
1 結婚や子育てが楽しいと思える支援をする.....	
1-1 結婚の支援.....	
1-2 妊娠・出産期の支援.....	
2 子どもが健やかに育つよう子育てを支援する.....	
2-1 幼児期の子どもが必要な教育・保育を受けられる環境の整備.....	
2-2 幼児期の教育・保育の質の確保と向上.....	
2-3 障害児支援の充実.....	
3 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する.....	
3-1 乳幼児期から学童期までの子育て支援の充実.....	
3-2 社会的な支援の必要性が高い子どもと家庭への支援の充実.....	
3-3 児童虐待防止対策の充実.....	
4 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する.....	
4-1 地域における子育て支援の推進.....	
4-2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進.....	
第3部 資 料 編.....	

# 第1部

# 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

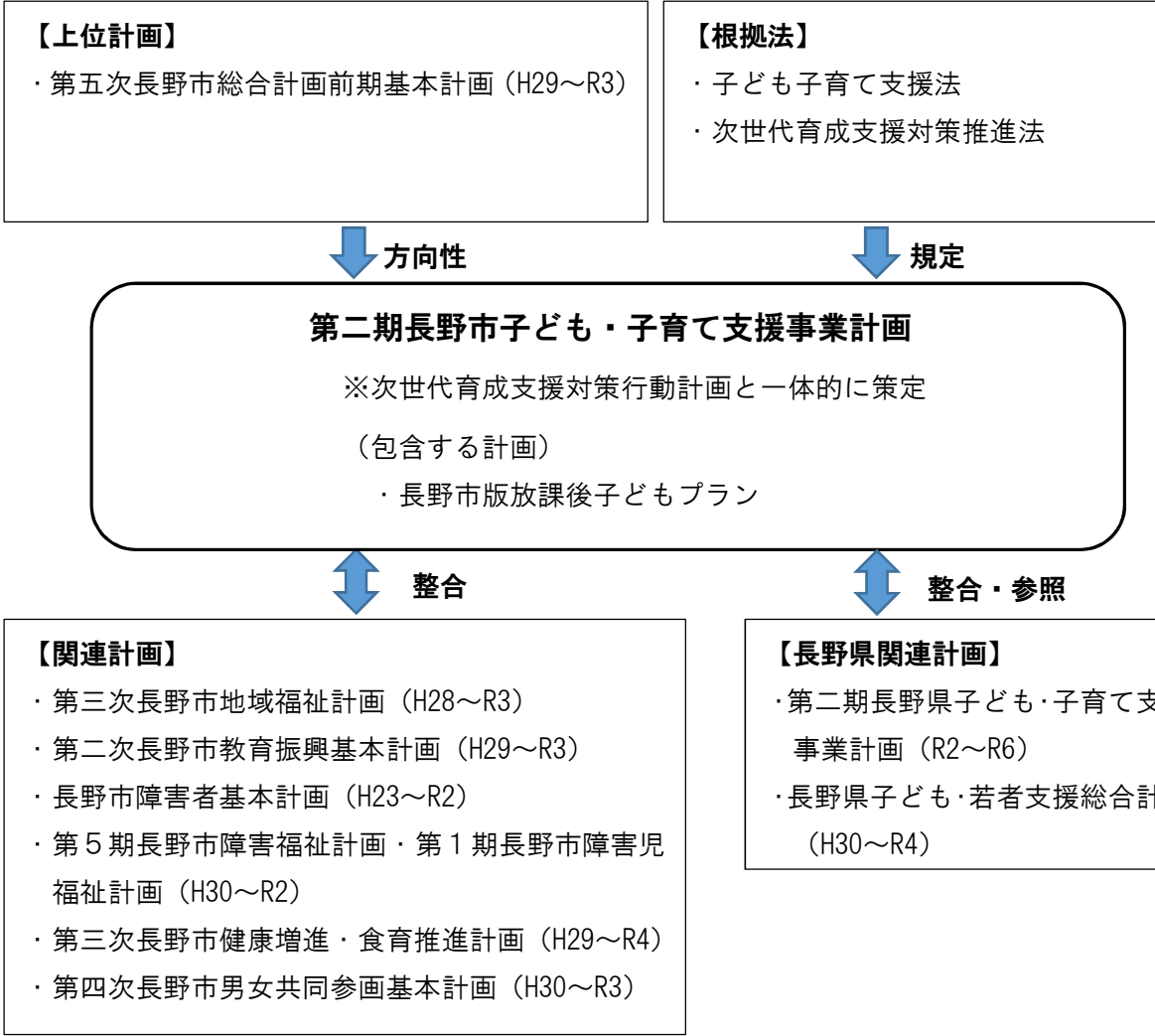
- 平成27年度を初年度とする「長野市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間の最終年度となる。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、新たな「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進する。

### (2) 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付ける。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とする。
- 子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を包含する。
- 児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく、児童虐待防止のための施策を包含する。
- 本市民政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図るものとする。

### (3) 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とする。
- 計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離により著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行う。



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第五次長野市総合計画前期基本計画	H29～R3							
<b>第二期長野市子ども・子育て支援事業計画</b>				R2～R6				
第三次長野市地域福祉計画	H28～R3							
第二次長野市教育振興基本計画	H29～R3							
長野市障害者基本計画	H23～R2							
第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画		H30～R2						
第三次長野市健康増進計画・食育推進計画	H29～R4							
第四次長野市男女共同参画基本計画		H30～R3						

## 2 計画策定の背景

### (1) 各種制度の動向

#### ① 子ども・子育て支援制度

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定された。
- 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するため、平成 28 年度に「仕事と子育て両立支援事業」が創設され、企業主導型保育を促進している。
- 平成 30 年度から推進されている「子育て安心プラン」では、令和 4 年度末までに待機児童を解消すること、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人の受け皿を整備することが求められている。
- 令和元年 5 月、法が改正され、3 歳～5 歳児については原則として全ての世帯、0 歳～2 歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年 10 月から開始している。

#### ② 次世代育成支援対策

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定された（法改正により 10 年間延長）。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進した（法改正により策定義務は任意化）。
- 国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定している。

#### ③ 児童虐待防止対策

- 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された。
- 児童虐待防止法では、国及び地方自治体の責務として、児童虐待の予防や早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護と自立の支援等を規定するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村もしくは児童相談所に通告しなければならないとしている。
- 昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、令和元年 6 月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化と併せ、親による体罰の禁止が盛り込まれている。

#### ④ 障害児支援施策

- 平成 24 年度の児童福祉法改正により、障害児支援の強化を図るため、これまで障害種別で分かれていた事業体系が、通所・入所の利用形態の別により一元化された。
- 平成 30 年度を初年度とする「第 4 次障害者基本計画」では、障害者権利条約の理念に基づき、障害を理由したあらゆる差別の解消や「合理的配慮」の提供の確保に向けた取組が示されている。

#### ⑤ 子どもの貧困対策

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に成立した。
- 国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定した。
- 大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取り組みを明示している。
- 令和元年 6 月、法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定された。

#### ⑥ 地域共生社会の実現

- 国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指している。
- 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、市町村は住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に努めることが規定された。

#### ⑦ 働き方改革の推進

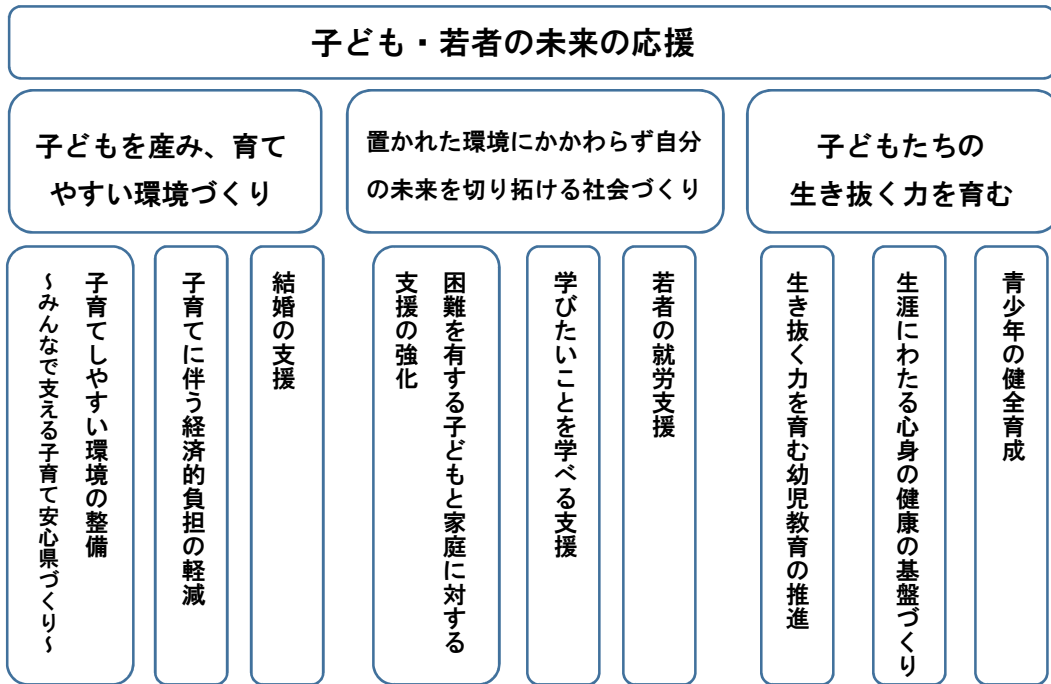
- 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が令和元年 4 月から順次施行されている。
- 関連法では、時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等が規定されている。

## (2) 県・長野市の動向

### ① 長野県子ども・若者支援総合計画

- 長野県では、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、次世代を担う子ども・若者を切れ目なく社会全体で支え、応援するため、平成30年3月に「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定した。
- 計画には、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に加え、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策や子どもの貧困対策推進法に基づく施策等も包含している。

基本目標



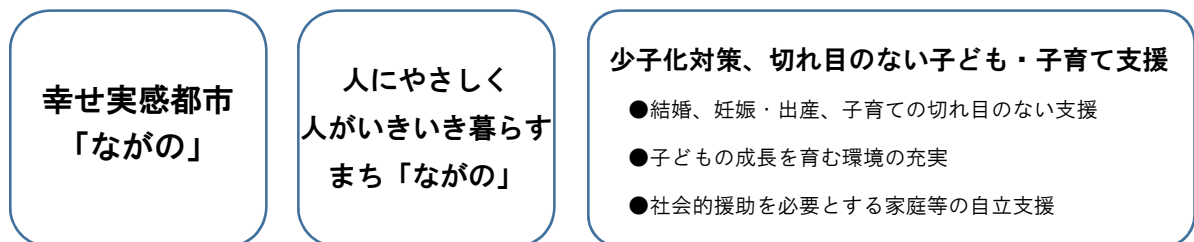
### ② 第五次長野市総合計画

- 市政の最上位計画となる第五次長野市総合計画では、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」としている。
- 保健・福祉分野の「進めるべき政策」の一つに「少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援」を掲げ、結婚、妊娠・出産、子育てにおける切れ目のない支援や子どもの成長を育む環境の充実、社会的援助を必要とする家庭等の自立支援に取り組んでいる。

【将来像】

【保健・福祉分野】

【子ども・子育て支援関連施策】





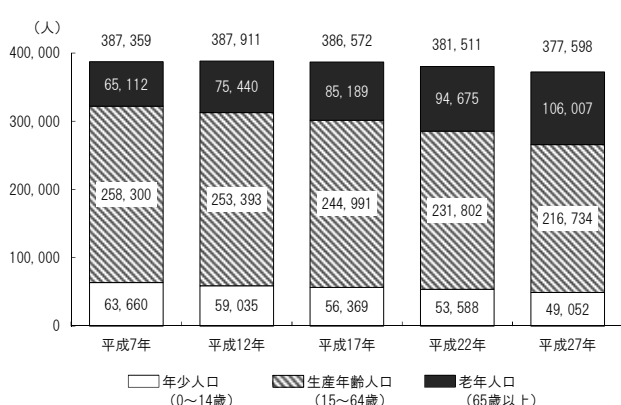
### 3 長野市の子ども・子育て環境の状況と課題

#### (1) 少子化・晩婚化・未婚化の進行

##### ① 少子化の状況

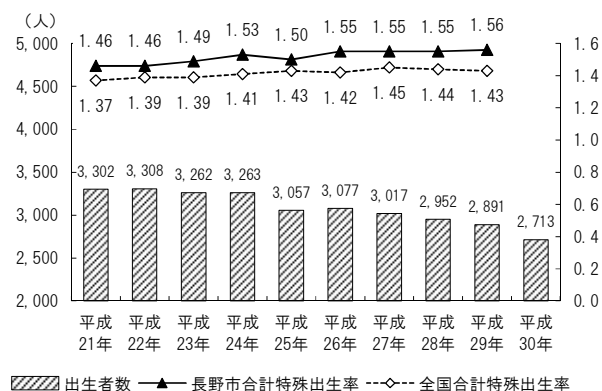
- 出生数、年少人口が減少し続けており、少子化が進行している。生産年齢人口も減少傾向にあり、今後も少子化傾向が続くことが見込まれる。
- 少子化により、長期的には地域活力の減退が懸念される。また、子どもの集団保育・教育への影響や若者が小さな子どもと触れ合う機会の減少にもつながりかねない。

■年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

■出生数及び合計特殊出生率の推移

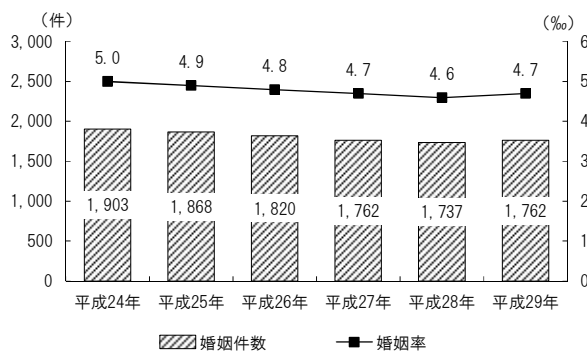


出典：人口動態統計、長野市企画課資料

##### ② 晩婚化・未婚化の状況

- 本市の婚姻数、婚姻率とも減少傾向にある。
- 年齢別未婚率をみると、多くの年代で未婚率が上昇し、50歳時未婚率も上がっており、晩婚化、未婚化が進んでいることを裏付けている。
- 一方、15~19歳の未婚率が低下しており、10代での結婚がやや増加している状況がうかがえる。

■婚姻数・率の推移



出典：人口動態統計

■年齢別未婚率の推移

	男			女		
	H22	H27	差	H22	H27	差
15-19歳	99.5%	99.3%	△ 0.2	99.3%	98.7%	△ 0.6
20-24歳	92.9%	93.4%	0.5	88.7%	91.0%	2.3
25-29歳	69.3%	71.8%	2.5	59.7%	62.1%	2.4
30-34歳	43.9%	44.2%	0.3	33.0%	32.1%	△ 0.9
35-39歳	33.3%	31.8%	△ 1.5	22.0%	22.0%	0.0
40-44歳	26.0%	28.0%	2.0	16.0%	17.6%	1.6
45-49歳	19.6%	23.6%	4.0	10.9%	15.2%	4.3
50-54歳	16.0%	18.8%	2.8	7.5%	10.6%	3.1
50歳時未婚率	17.8%	21.2%	3.4	9.2%	12.9%	3.7

出典：国勢調査より算出

## (2) 子育て家庭の状況

### ① 世帯構成の変化

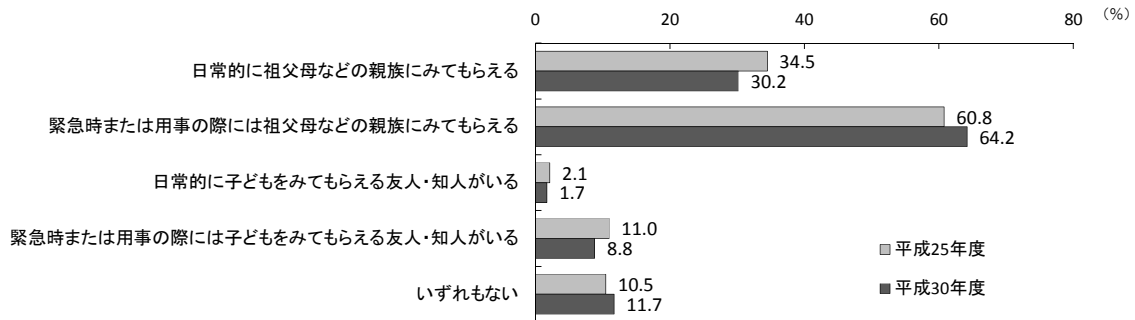
- 一般世帯のうち約6割が核家族世帯となっている。県、全国と比べてやや高い割合となっている。また、母子世帯・父子世帯ともに世帯数が増加している。
- 日常的に子どもをみてもらえる環境にある子育て家庭が減ってきており、地域による支援の充実が必要である。

■世帯構成の推移及び県・全国との比較

	長野市				長野県		全国	
	2005年		2015年		2015年		2015年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	146,221	-	150,098	-	805,279	-	53,331,797	-
核家族世帯	85,995	58.8%	87,365	58.2%	458,750	57.0%	29,754,438	55.8%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	12,389	8.5%	11,490	7.7%	56,356	7.0%	3,979,860	7.5%
母子世帯	1,918	1.3%	1,985	1.3%	10,997	1.4%	754,724	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	321	0.2%	313	0.2%	1,782	0.2%	132,108	0.2%
父子世帯	192	0.1%	205	0.1%	1,320	0.2%	84,003	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	15	0.01%	11	0.01%	81	0.01%	6,175	0.01%

出典：国勢調査より算出

■子どもをみてもらえる親族・知人の有無

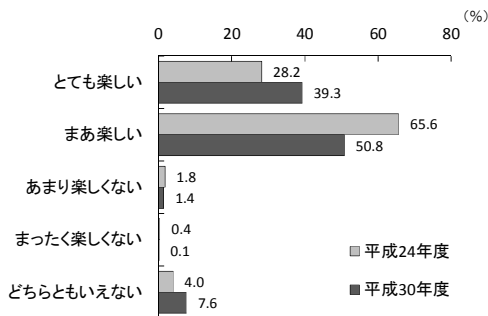


出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

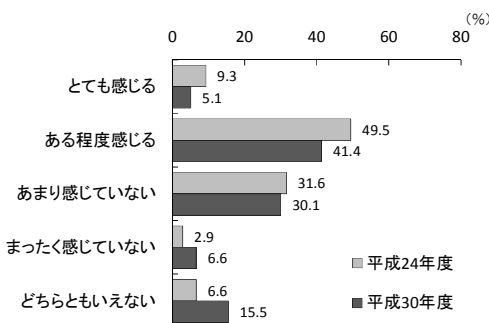
### ② 子育ての楽しさ・負担感

- 6年前の調査と比べると、子育てを「まあ楽しい」とする人が減り、「とても楽しい」とする人が増えている。
- 子育てを負担に「とても感じる」「ある程度感じる」人の割合が減少している一方で、「どちらともいえない」とする人が増えている。

■子育ての楽しさ



■子育ての負担感



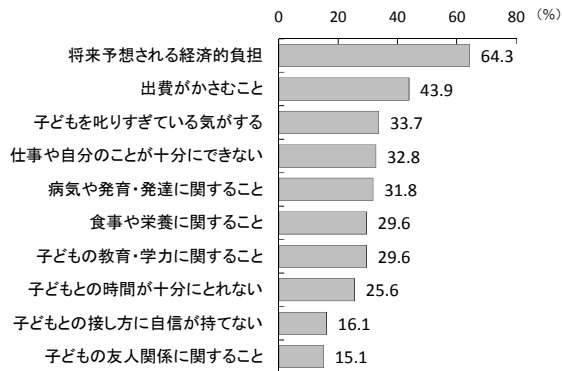
出典：H24 アンケート調査・H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

### ③ 子育ての悩みや不安

- 子育てにかかる経済的負担が上位に来ているほか、しつけや子どもの発達など、接し方などで悩んでいる保護者が多い。
- 子育てに負担感が大きい保護者ほど、自身に余裕がなかったり、子育ての仕方に悩んでいる状況がうかがえる。虐待につながらないようにするためにも、保護者に対する支援が求められる。

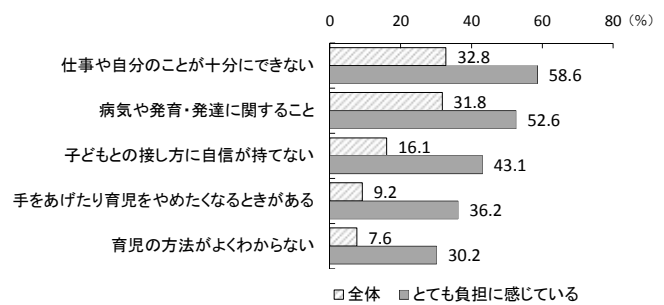
■子育ての悩みや不安

【上位 10 項目】



■負担感が強い人の悩みや不安

【全体と差が大きい 5 項目】



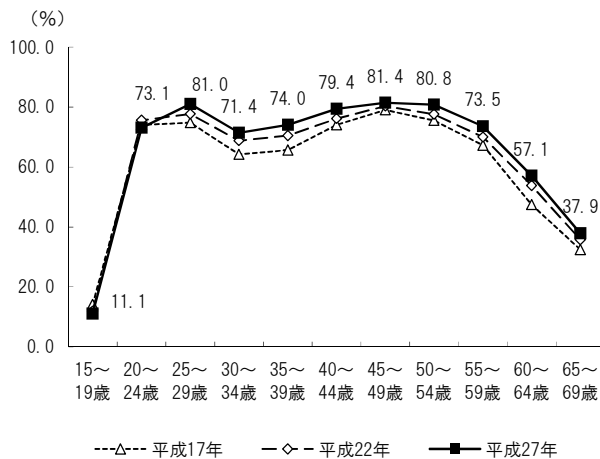
出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

## (3) 就労意向と保育ニーズ

### ① 就労状況

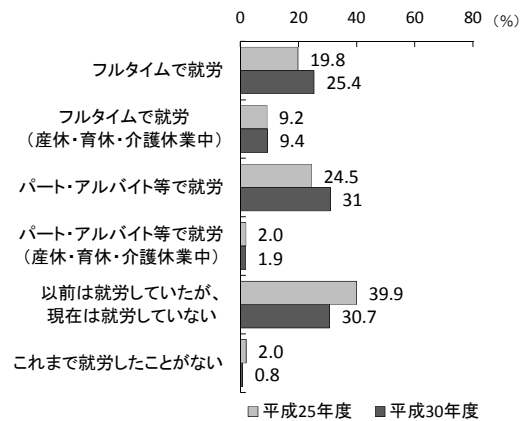
- 女性の就労意向が高まり、働いている母親が増えている。フルタイムへの転換希望も高い。いわゆるM字カーブもゆるやかになってきている。
- 一方で、パートを続けたい、子どもが大きくなったら働きたい意向の母親も多く、多様な働き方ができる就労環境、保育サービスの充実が求められている。

■女性の労働力率の変化



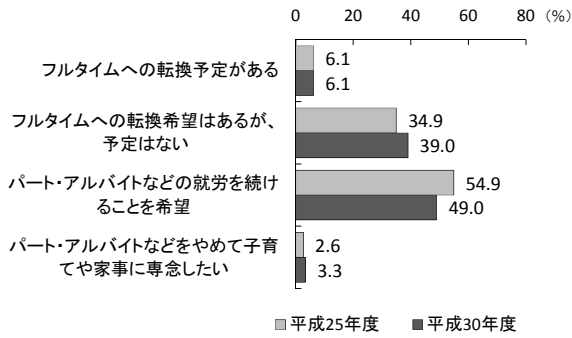
出典：国勢調査より算出

■母親の就労状況

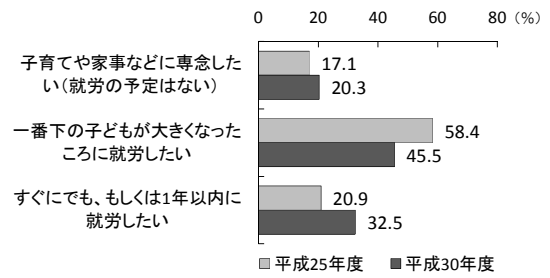


出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■パートからフルタイムへの転換意向



■現在、働いていない人の就労意向

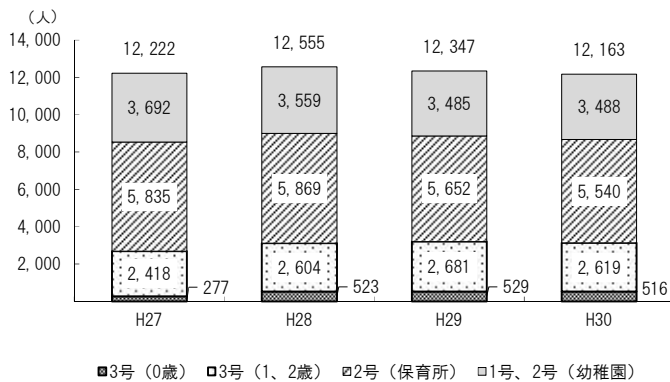


出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

## ② 保育ニーズの状況

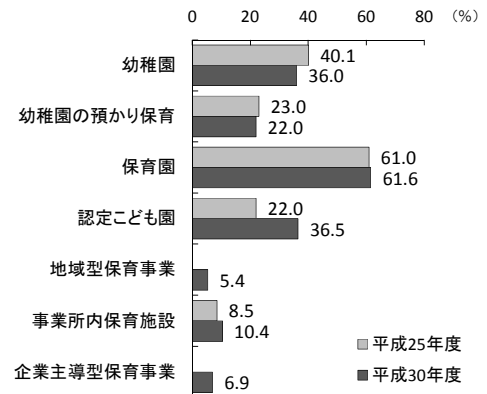
- 少子化により児童数が減少しているが、保育所（園）、幼稚園の利用者数は減少していない。特に0歳、1～2歳の保育所利用（3号認定）が増加している。
- 今後の利用意向では、認定こども園の利用意向が高まっている。ニーズに応じた体制の充実が必要である。

■保育所（園）・幼稚園の利用状況



出典：長野市保育・幼稚園課

■教育・保育事業の利用意向



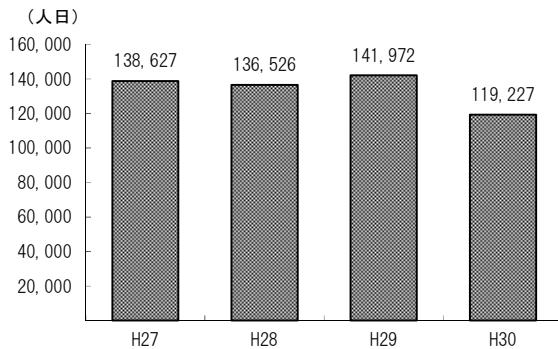
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

## (4) 地域・職域における子育て支援

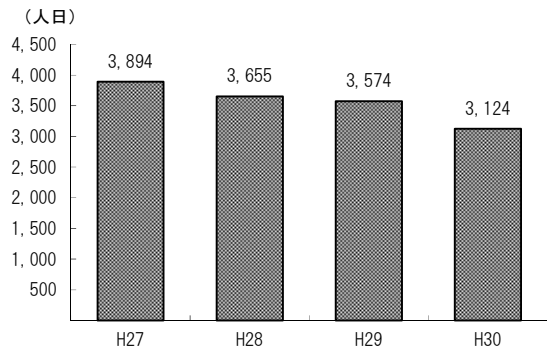
### ① 地域における子育て支援の状況

- こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場の利用者数は13万人前後で推移。
- ファミリーサポートセンターの利用実績が減少してきており、地域による子育て支援を推進していくためにも、利用促進及び提供会員の確保を図っていく必要がある。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



■ファミリーサポートセンターの利用状況

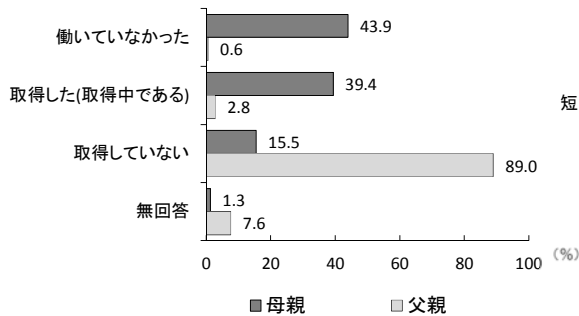


出典：長野市保育・幼稚園課

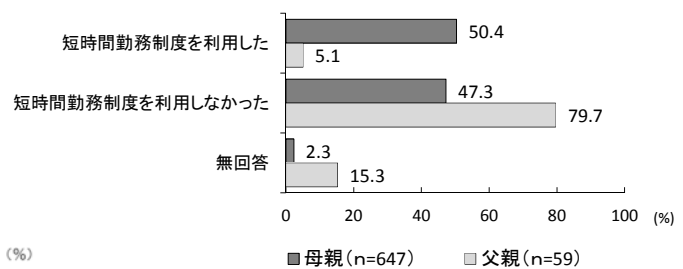
### ② 職域における子育て支援の状況

- 育児休業を取得していない父親が9割近く。短時間勤務制度を利用した母親も5割程度にとどまっている。
- 仕事と子育ての両立を支援していくために必要なこととして、「配偶者の協力」に次いで「職場の同僚・上司の理解や配慮」が高く、「職場の制度」よりも上位に来ている。

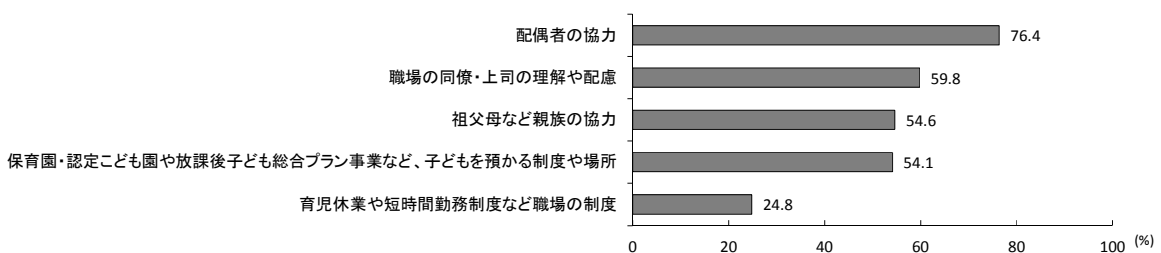
■育児休業の状況



■短時間勤務制度の利用状況



■仕事と子育ての両立において特に必要なこと 【上位5項目】



出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

## 4 第一期長野市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

---

※平成 30 年度点検・評価を踏まえて



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す。

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ

～わくわく子育て すくすく子ども～

### 2 計画推進のための基本的な視点

○国・県の動向や長野市が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、計画推進のための基本的な視点を以下のとおりとする。

#### ① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す

・子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とする。

#### ② 全ての子どもの健やかな育ちを支援する

・障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

#### ③ 連続性を踏まえた発達を支援する

・乳幼児期から学童期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整える。

#### ④ 親としての成長を支援する

・保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行う。

#### ⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

・社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指す。



### 3 成果指標

※基本理念を踏襲しており、その実現度を評価するための指標も踏襲することとする。

子育てが喜びとなっている状況について、「親が子育てに不安や負担を抱えながらも、子どもの健やかな成長を願いつつ、家族や親せきをはじめ、周囲の人たちの支えや理解・協力を得ながら、楽しく子育てをしている状況」とし、また、親が過度に不安や負担を感じている状態は、子どもの健やかな成長や子どもを産み育てることへの希望にも影響すると考え、本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定する。

#### 指標1 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合

対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
就学前児童の保護者	90.1%	●%以上
小学生児童の保護者	85.9%	●%以上

#### 指標2 子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合

対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
就学前児童の保護者	5.1%	●%以下
小学生児童の保護者	5.1%	●%以下

#### 指標3 合計特殊出生率

現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
●	●

## 4 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標
<p style="text-align: center;">すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために すくすく子育て すくすく子ども</p>	<p style="text-align: center;">子どもの最善の利益が実現される社会を目指す</p>	<p>I 結婚や子育てが楽しいと思える支援をする</p>
	<p style="text-align: center;">全ての子どもの健やかな育ちを支援する</p>	<p>II 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する</p>
	<p style="text-align: center;">連続性を踏まえた発達を支援する</p>	<p>III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する</p>
	<p style="text-align: center;">親としての成長を支援する</p> <p style="text-align: center;">社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う</p>	<p>IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する</p>

基本施策	個別施策
① 結婚の支援	1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援
② 妊娠・出産期の支援	2 妊娠・出産期の支援・相談体制の充実
③ 幼児期の子どもが必要な教育・保育を受けられる環境の整備	3 幼児期の教育・保育施設等の整備
	4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
	5 認定こども園の整備促進
④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進
	7 職員配置の充実
	8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進
⑤ 障害児支援の充実	9 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実
	10 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化
	11 特別支援教育の充実
	12 障害等に対する理解促進
⑥ 乳幼児期から学齢期までの子育て支援の充実	13 乳幼児期の母子保健、相談体制の充実
	14 地域子ども・子育て支援の充実
	15 経済的支援の充実
⑦ 社会的な支援の必要性が高い子どもと家庭への支援の充実	16 ひとり親家庭の自立支援の推進
	17 子どもの貧困対策の推進
⑧ 児童虐待防止対策の充実	18 関係機関との連携及び相談体制の強化
	19 虐待の発生予防、早期発見・早期対応
	20 社会的養護施策との連携
⑨ 地域における子育て支援の推進	21 子育て支援ネットワークづくり
	22 地域における子ども・子育て支援活動の活性化
⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	23 働き方の見直しの促進
	24 仕事と子育ての両立のための基盤整備

## 5 教育・保育提供区域の設定 ※記載場所は要検討

---

※現行計画を踏襲